不正 競争防止法等 の 一 部 を改正する法律 \mathcal{O} 施行に伴う総務省関係省令の整理に関する省令

新旧対照条文 (消防庁予防課所管法令抜粋) 目次

\circ	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和六十一年自治省令第二十四号)抄 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	流水検知装置の技術上の規格を定める省令(昭和五十八年自治省令第二号)抄 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十九号)抄 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中継器に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十八号)抄 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十七号)抄 ・・・・・・・ 49	泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和五十年自治省令第二十六号)抄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一斉開放弁の技術上の規格を定める省令(昭和五十年自治省令第十九号)抄 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令(昭和四十年自治省令第三号)抄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和四十年自治省令第二号)抄 ・・・・・・・・・・・・45	消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和三十九年自治省令第二十八号)抄 ・・・・・・・・・・・・・・・4	消火器の技術上の規格を定める省令(昭和三十九年自治省令第二十七号)抄 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)抄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

 \bigcirc

消防用吸管の技術上

の規格を定める省令

(昭和六十一

年自治省令第二十五号)

抄

54

\circ		\circ	\circ	\circ	\bigcirc
漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十四号)抄 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	省令(平成二十五年総務省令第二十三号)抄 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める	消防用ホースの技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十二号)抄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成十七年総務省令第十一号)抄・・・・56	緩降機の技術上の規格を定める省令(平成六年自治省令第二号)抄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

 \bigcirc

エアゾー

ル式簡易消火具の技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十六号)抄

60

○ 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)抄

i	Ē
式 加 後	改正育
(防炎性能の基準の数値等)	(防炎性能の基準の数値等)
第四条の三 [略]	
[2・3 略]	[2・3 同上]
4 物品(じゆうたん等及び合板を除く。)の残炎時間、残じん時間、炭化面積及び炭化長に係	_
四条の三第五項の総務省令で定める技術上の基準は、次のとお	пп
[一略]	[一 同上]
二 燃料は、日本産業規格(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項	二 燃料は、日本工業規格(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一項
の日本産業規格をいう。以下同じ。)K二二四〇の液化石油ガス二種四号であること。	の日本工業規格をいう。以下同じ。)K二二四〇の液化石油ガス二種四号であること。
[三•四 略]	[三・四 同上]
5 じゆうたん等の残炎時間及び炭化長に係る令第四条の三第五項の総務省令で定める技術上の	5 じゆうたん等の残炎時間及び炭化長に係る令第四条の三第五項の総務省令で定める技術上の
基準は、次のとおりとする。	基準は、次のとおりとする。
一 燃焼試験装置は、別図第一の燃焼試験箱、別図第二の三の試験体押さえ枠及びけい酸カル	一 燃焼試験装置は、別図第一の燃焼試験箱、別図第二の三の試験体押さえ枠及びけい酸カル
シウム板 (日本産業規格A五四三〇のけい酸カルシウム板をいう。以下同じ。)、別図第三	
の電気火花発生装置並びに別図第六のエアーミックスバーナーであること。	の電気火花発生装置並びに別図第六のエアーミックスバーナーであること。
一 燃料は、日本産業規格K二二四○の液化石油ガス二種四号であること。	二 燃料は、日本工業規格K二二四〇の液化石油ガス二種四号であること。
[三•四 略]	[三・四 同上]
6 合板の残炎時間、残じん時間及び炭化面積に係る令第四条の三第五項の総務省令で定める技	6 [同上]
術上の基準は、次のとおりとする。	
[一略]	[一 同上]
二 燃料は、日本産業規格K二二四〇の液化石油ガス二種四号であること。	二 燃料は、日本工業規格K二二四〇の液化石油ガス二種四号であること。
[三•四 略]	[三・四 同上]
7 物品の接炎回数に係る令第四条の三第五項の総務省令で定める技術上の基準は、次のとおり	7 [同上]
とする。	
[一略]	[一 同上]
二 試験体支持コイルは、日本産業規格G四三○九に適合する直径○・五ミリメートルの硬質	二 試験体支持コイルは、日本工業規格G四三○九に適合する直径○・五ミリメートルの硬質
ステンレス鋼線で内径十ミリメートル、線相互間隔二ミリメートル、長さ十五センチメート	ステンレス鋼線で内径十ミリメートル、線相互間隔二ミリメートル、長さ十五センチメート
ルのものであること。	ルのものであること。
三 燃料は、日本産業規格K二二四〇の液化石油ガス二種四号であること。	三 燃料は、日本工業規格K二二四〇の液化石油ガス二種四号であること。
[四•五 略]	[四・五 同上]
は、次のとおりとする。 するものを除く。以下この項において同じ。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目第十二条 屋内消火栓設備(令第十一条第三項第二号イ又はロに掲げる技術上の基準に従い設置(屋内消火栓設備に関する基準の細目)	第十二条 [同上] (屋内消火栓設備に関する基準の細目)

二 5 五. 略

六 配管は、次のイからリまでに定めるところによること。

[イ〜ハ 略]

二配管には、次の分又は向に掲げるものを使用すること。

- (イ) 日本産業規格G三四四二、G三四四八、G三四五二、G三四五四若しくはG三四五九 (n) に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製の管
- 管継手は、次の分又は向に定めるところによること。
- 格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁 長官が定める基準に適合するものとすること。 て、かつ、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本産業規 金属製の管又はバルブ類を接続するものの当該接続部分にあつては、金属製であつ

種類		日本産業規格
[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]

(p)

- トバルブ類は、次の()から()までに定めるところによること。
- 鋳鉄品に限る。)、H五一二○若しくはH五一二一に適合するもの又はこれらと同等以 のであること。 上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するも 材質は、日本産業規格G五一〇一、G五五〇一、G五五〇二、G五七〇五(黒心可鍛
- (1) 官が定める基準に適合するものであること。 はB二〇五一に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、日本産業規格B二〇一一、B二〇三一若しく

[// 略]

[チ・リ 略]

2 · 3 略 [七~九 略]

> [〈 同上] [印] 同上]

(1)

のであること。

同上 鋳鉄品に限る。)、H五一二○若しくはH五一二一に適合するもの又はこれらと同等以 材質は、日本工業規格G五一〇一、G五五〇一、G五五〇二、G五七〇五(黒心可鍛

上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するも

「回 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、日本工業規格B二○一一、B二○三一若しく 官が定める基準に適合するものであること。 はB二〇五一に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長

[// 同上]

[チ・リ 同上]

七~九 同上]

[2:3] 同上]

□〜五 同上] 同上

ニ [同上] [イ~ハ 同上]

(イ) 日本工業規格G三四四二、G三四四八、G三四五二、G三四五四若しくはG三四五九 同目 に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製の管

同上

(1)

格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁 長官が定める基準に適合するものとすること。 て、かつ、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本工業規 金属製の管又はバルブ類を接続するものの当該接続部分にあつては、金属製であつ

種類		日本工業規格
[匝4]	[卜三]	[恒斗]
	[卜三]	[恒斗]
[同上]	[屆斗]	[同上]
	[同七]	[同上]

(不活性ガス消火設備に関する基準)

第十九条 [略

2~4 略

の細目は、次のとおりとする。 全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準

[一・一の二 略]

[二の二〜六の三 略]

配管は、次のイからニまでに定めるところによること

「イ略」

- ロ 配管は、次の(1)又は(1)に定めるところによること。
- (イ) 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備にあつては、次のとおりとすること。
- 有するもので、亜鉛メッキ等による防食処理を施したものを用いること。 び厚さでスケジュール四十以上のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度をものにあつては呼び厚さでスケジュール八十以上のもの、低圧式のものにあつては呼① 鋼管を用いる配管は、日本産業規格G三四五四のSTPG三七○のうち、高圧式の①
- に限る。) 又は銅管を用いることができる。 る最高調整圧力に耐える強度を有する鋼管(亜鉛メッキ等による防食処理を施したものとおりとすること。ただし、圧力調整装置の二次側配管にあつては、温度四十度におけとおりとすること。ただし、圧力調整装置の二次側配管にあつては、温度四十度における素、IG―五五又はIG―五四一を放射する不活性ガス消火設備にあつては、次の
- ので、亜鉛メッキ等による防食処理を施したものを用いること。 でスケジュール八十以上のものに適合するもの又はこれと同等以上の強度を有するも(1)鋼管を用いる配管は、日本産業規格G三四五四のSTPG三七○のうち、呼び厚さ

3)

[ハ・ニ 略]

[八~二十四 略]

第十九条 「司上」(不活性ガス消火設備に関する基準)

[2~4 同上] 第十九条 [同上]

5 同上

[一・一の二 同上]

[二の二~六の三 同上]

七 [同上]

「イ司上」

⑺ 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備にあつては、次のとおりとすること。

- 有するもので、亜鉛メッキ等による防食処理を施したものを用いること。 び厚さでスケジュール四十以上のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度をものにあつては呼び厚さでスケジュール八十以上のもの、低圧式のものにあつては呼⑴ 鋼管を用いる配管は、日本工業規格G三四五四のSTPG三七○のうち、高圧式の⑴

(p) 同上

- ので、亜鉛メッキ等による防食処理を施したものを用いること。でスケジュール八十以上のものに適合するもの又はこれと同等以上の強度を有するも⑴ 鋼管を用いる配管は、日本工業規格G三四五四のSTPG三七○のうち、呼び厚さ
- のを用いること。 これと同等以上の強度を有するもので、十六・五メガパスカル以上の圧力に耐えるも2)銅管を用いる配管は、日本工業規格H三三○○のタフピッチ銅に適合するもの又は

(3) 同上

「ハ・ニ 同上」

[八~二十四 同上]

第二十一条 第二十条 6 5 [2·3 略] 三 貯蔵容器等は、第十九条第五項第六号の規定の例によるほか、次のイからホまでに定める 準の細目は、前条第五項第三号及び第十八号の規定の例によるほか、次のとおりとする。 [2·3 略] りとする。 は、第十九条第五項第三号並びに第四号イ(ロ)及び(ハ)の規定の例によるほか、次のとお [] ~二 略] 全域放出方式又は局所放出方式の粉末消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目 [一〜六の二 略] 全域放出方式又は局所放出方式のハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する技術上の基 [八~十八 [四~六 略] (ハロゲン化物消火設備に関する基準) (粉末消火設備に関する基準) ところによること。 イ 貯蔵タンクは、日本産業規格B八二七○に適合するもの又はこれと同等以上の強度及び 「ニ・ホ 略 配管は、次のイからチまでに定めるところによること。 「ロ~ホ 配管は、次のイからホまでに定めるところによること。 略 耐食性を有するものを用いること と同等以上の強度及び耐食性を有するものを用いること。 等以上の強度を有するもので、亜鉛メッキ等による防食処理を施したものを用いること。 PG三七○のうち呼び厚さでスケジュール八十以上のものに適合するもの又はこれらと同 ル四十以上のものに、HFC―二三に係るものにあつては日本産業規格G三四五四のST るものにあつては日本産業規格G三四五四のSTPG三七○のうち呼び厚さでスケジュー に、ハロン一二一一、ハロン一三〇一、HFC一二二七ea又はFK-五-1-1二に係 銅管を用いる配管は、日本産業規格H三三○○のタフピッチ銅に適合するもの又はこれ 鋼管を用いる配管は、ハロン二四〇二に係るものにあつては日本産業規格G三四五二 鋼管を用いる配管は、日本産業規格G三四五二に適合し、亜鉛メッキ等による防食処理 略 4 第二十一条 [同上] 第二十条 三 [同上] [6 同上] [2・3 同上] 5 2・3 同上 [一〜六の二 同上] [八~十八 四~六 同上 (ハロゲン化物消火設備に関する基準) (粉末消火設備に関する基準) 同上 イ 貯蔵タンクは、日本工業規格B八二七〇に適合するもの又はこれと同等以上の強度及び 口 同上 ロ 鋼管を用いる配管は、ハロン二四〇二に係るものにあつては日本工業規格G三四五 同上 [イ 同上] [口~ホ 同上] [ニ・ホ [イ 同上] [同上] 耐食性を有するものを用いること。 るものにあつては日本工業規格G三四五四のSTPG三七○のうち呼び厚さでスケジュー と同等以上の強度及び耐食性を有するものを用いること。 等以上の強度を有するもので、亜鉛メッキ等による防食処理を施したものを用いること。 PG三七○のうち呼び厚さでスケジュール八十以上のものに適合するもの又はこれらと同 ル四十以上のものに、HFC―二三に係るものにあつては日本工業規格G三四五四のST に、ハロン一二一一、ハロン一三〇一、HFC一二二七ea又はFK-五-1-1-1 銅管を用いる配管は、日本工業規格H三三○○のタフピッチ銅に適合するもの又はこれ 鋼管を用いる配管は、日本工業規格G三四五二に適合し、亜鉛メッキ等による防食処理 同上 同上 同上

カル以下のものにあつては、日本産業規格G三四五四のSTPG三七〇のうち呼び厚さで 蓄圧式のもののうち温度二十度における圧力が二・五メガパスカルを超え四・二メガパス れと同等以上の強度及び耐食性を有するものを用いなければならない。 スケジュール四十以上のものに適合し、亜鉛メッキ等による防食処理を施したもの又はこ を施したもの又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有するものを用いること。ただし、

と同等以上の強度及び耐食性を有するものであり、調整圧力又は最高使用圧力の一・五倍 以上の圧力に耐えるものであること。 銅管を用いる配管は、日本産業規格H三三○○のタフピッチ銅に適合するもの又はこれ

バルブ類は、次の印から回までに定めるところによること

[(1) (1) 略]

あること。 防食処理を施したもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもので 材質は、日本産業規格日五一二〇、日五一二一若しくはG五五〇一に適合するもので

(二) (1) 略]

[ヘ〜チ 略]

|八~二十

略

5 略

(避難器具に関する基準の細目)

二 { 四

第二十七条 避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、 次のとおりとする。

Ŧi. 避難はしごのうちつり下げはしごは、次のイからニまでに定めるところにより設けるこ

であり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであるこ 若しくはG三四四四に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するもの イの取付け具(避難器具用ハッチを除く。) に用いる材料は、日本産業規格G三一〇

「ハ・ニ

緩降機は、次のイからハまでに定めるところにより設けること

[イ・ロ 略]

緩降機の取付け具は、 次の分から少までに定めるところによること

の又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しな い材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。 取付け具に用いる材料は、日本産業規格G三一○一若しくはG三四四四に適合するも

カル以下のものにあつては、日本工業規格G三四五四のSTPG三七〇のうち呼び厚さで 蕃圧式のもののうち温度二十度における圧力が二・五メガパスカルを超え四・二メガパス れと同等以上の強度及び耐食性を有するものを用いなければならない。 スケジュール四十以上のものに適合し、亜鉛メッキ等による防食処理を施したもの又はこ を施したもの又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有するものを用いること。ただし、

以上の圧力に耐えるものであること。 と同等以上の強度及び耐食性を有するものであり、調整圧力又は最高使用圧力の一・五倍 銅管を用いる配管は、日本工業規格H三三○○のタフピッチ銅に適合するもの又はこれ

[三 同上]

同上

(ⅰ) 材質は、日本工業規格日五一二○、日五一二一若しくはG五五○一に適合するもので (小・四 同上 防食処理を施したもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもので

あること。

[二~(同上]

[八~二十 同上] [へ〜チ 同上]

[5 同上]

(避難器具に関する基準の細目)

第二十七条 [同上]

五. [一~四 同上] 同上

[イ 同上]

であり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであるこ 若しくはG三四四四に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するもの イの取付け具(避難器具用ハッチを除く。)に用いる材料は、日本工業規格G三一○

[ハ・ニ 同上]

六 同上

[イ・ロ 同上] 同上

[(小・(中) 同上]

(ハ) 取付け具に用いる材料は、日本工業規格G三一○一若しくはG三四四四に適合するも の又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、 い材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。 かつ、耐食性を有しな

[七~九 同上]

救助袋は、次のイからニまでに定めるところにより設けること。

[イ~ハ 略]

質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。 又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、 取付け具に用いる材料は、日本産業規格G三一○一若しくはG三四四四に適合するもの かつ、耐食性を有しない材

(連結散水設備に関する基準の細目

2

略

+

略

[一·二 略]

第三十条の三 連結散水設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとす

三 配管は、第十二条第一項第六号イ及び二()の規定の例によるほか、次のイからトまでに定 めるところにより設けること。

するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。 鍛鋳鉄品に限る。)に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有 管継手及びバルブ類の材質は、日本産業規格G五一〇一若しくはG 五七〇五(黒心可

ロクト

远 五

(連結送水管に関する基準の細目

第三十一条 連結送水管の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

[一〜四の二 略]

配管は、次のイからチまでに定めるところによること

五.

らと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を用いなければならない。 四五九に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール十以上のものに適合するもの又はこれ の号において同じ。)が一メガパスカルを超える場合には、日本産業規格G三四四八若し 力とする。)以上となるように送水した場合における送水口における圧力をいう。以下こ 当該フォグガン等が有効に機能する放水圧力として消防長又は消防署長が指定する放水圧 くはG三四五四に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のもの若しくはG三 オグガン等を使用するものとして消防長又は消防署長が指定する防火対象物にあつては、 ただし、配管の設計送水圧力(ノズルの先端における放水圧力が○・六メガパスカル(フ 適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用すること。 日本産業規格G三四四二、G三四四八、G三四五二、G三四五四若しくはG三四五九に

官が定める基準に適合するものとすること。ただし、配管の設計送水圧力が一メガパスカ 格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長

官が定める基準に適合するものとすること。ただし、配管の設計送水圧力が一メガパスカ

格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長

管継手は、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本工業規

管継手は、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本産業規

同上

「イ~ハ 同上」

□ 取付け具に用いる材料は、日本工業規格G三一○一若しくはG三四四四に適合するもの 質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。 又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、 かつ、耐食性を有しない材

[十一 同上]

2 同上

(連結散水設備に関する基準の細目)

第三十条の三 同上

三 [同上] 三 [一十]

イ 管継手及びバルブ類の材質は、日本工業規格G五一○一若しくはG五七○五(黒心可鍛 るものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。 鋳鉄品に限る。)に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有す

[ロ~ト 同上]

[四・五 同上]

(連結送水管に関する基準の細目

[一〜四の二 同上 第三十一条 [同上]

[同上]

Ŧ.

[イ 同上]

らと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を用いなければならない。 四五九に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール十以上のものに適合するもの又はこれ の号において同じ。)が一メガパスカルを超える場合には、日本工業規格G三四四八若し 力とする。)以上となるように送水した場合における送水口における圧力をいう。以下こ 当該フォグガン等が有効に機能する放水圧力として消防長又は消防署長が指定する放水圧 くはG三四五四に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のもの若しくはG三 ただし、配管の設計送水圧力(ノズルの先端における放水圧力が○・六メガパスカル(フ 適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用すること。 オグガン等を使用するものとして消防長又は消防署長が指定する防火対象物にあつては、 日本工業規格G三四四二、G三四四八、G三四五二、G三四五四若しくはG三四五九に

ルを超える場合に用いる管継手には、フランジ継手にあつては日本産業規格B二三九若ルを超える場合に用いる管継手には、フランジ継手以外の継手にあつては日本産業規格B二三一二若しくはB二三一三(G三四六ランジ継手以外の継手にあつては日本産業規格B二三一二若しくはB二三一三(G三四六の大びはこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管継手を用いなければならもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管継手を用いなければならない管継手は、次に掲げるものその他これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管継手を用いなければならない。

- のうち呼び圧力十六K以上のものに適合するもの(ソープランジ継手にあつては、日本産業規格B二二三九又はB二二二〇に適合する管継手ののうち呼び圧力
- 呼び厚さでスケジュール十以上)のものに適合するもの手のうち呼び厚さでスケジュール四十以上(材料にG三四五九を用いるものにあつては二三一二若しくはB二三一三(G三四六八を材料とするものを除く。)に適合する管継の フランジ継手以外の継手にあつては、日本産業規格B二三○九に適合するもの又はB

種類		日本産業規格
[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]

- 一 バルブ類は、次の(いから(いまでに定めるところによること。
- 官が定める基準に適合するものであること。はB二○五一に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長回、開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、日本産業規格B二○一一、B二○三一若しく

(ハ)

[ホ~チ 略]

[六~十 略]

(非常コンセント設備に関する基準の細目)

- のうち呼び圧力十六K以上のものに適合するもの フランジ継手にあつては、日本工業規格B二二三九又はB二二二〇に適合する管継
- 呼び厚さでスケジュール十以上)のものに適合するもの手のうち呼び厚さでスケジュール四十以上(材料にG三四五九を用いるものにあつては手のうち呼び厚さでスケジュール四十以上(材料とするものを除く。)に適合する管継の フランジ継手以外の継手にあつては、日本工業規格B二三〇九に適合するもの又はB

種類		日本工業規格
[一二]	[回上]	[恒土]
	[[三二]
[一二]	[三二]	[
	[正七]	[厄土]

- 同上

- のであること。 (のであること。)、H五一二○若しくはH五一二一に適合するものをして消防庁長官が定める基準に適合するも上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するもの 又はこれらと同等以続 材質は、日本工業規格G五一○一、G五五○一、G五五○二、G五七○五(黒心可鍛
- 官が定める基準に適合するものであること。はB二○五一に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長い、開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、日本工業規格B二○一一、B二○三一若しく

[//) 略]

[ホ~チ 同上]

[六~十 同上]

(非常コンセント設備に関する基準の細目)

備考 別表第 第三十四条の六 立会い方式による型式適合検定の方法は、協会又は登録検定機関が、前条第二 第三十一条の二の二 第三十一条の二 非常コンセント設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとお|第三十一条の二 [同上] 様式 法 項の規定により指定した場所において、協会又は登録検定機関の職員の立会いの下に、日本産 三 非常コンセントは、日本産業規格C八三〇三の接地形二極コンセントのうち定格が十五ア りとする。 定に基づく型式承認を受けた型式に適合しているかどうかについて検査を行うものとする。 ロットごとに、所要の数を抜き取り、当該検定対象機械器具等が法第二十一条の四第二項の規 業規格 Z九○一五―一による抜取検査方式又はこれに準ずる方法として消防庁長官が認める方 おりとする。 [一•二 略] [一~七 略] (立会い方式による型式適合検定の方法 九・十 (無線通信補助設備に関する基準の細目) 四~十 様式の大きさは、日本産業規格A4とする。 ンペア百二十五ボルトのものに適合するものであること (次条において「型式適合検定抜取検査方式」という。)を用いて、検定対象機械器具等の ロ 端子は、日本産業規格C五四一一のC〇一形コネクターに適合するものであること。 よること。 [ハ・ニ 略] 「イ 略」 無線機を接続する端子(以下「端子」という。)は、次のイからニまでに定めるところに 略 (第四条の二の七関係 無線通信補助設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、 次のと 第三十一条の二の二 |第三十四条の六||立会い方式による型式適合検定の方法は、協会又は登録検定機関が、前条第 備考 別表第一(第四条の二の七関係 八 [同上] [様式 三 非常コンセントは、日本工業規格〇八三〇三の接地形二極コンセントのうち定格が十五ア 定に基づく型式承認を受けた型式に適合しているかどうかについて検査を行うものとする。 ロットごとに、所要の数を抜き取り、当該検定対象機械器具等が法第二十一条の四第二項の規 法(次条において「型式適合検定抜取検査方式」という。)を用いて、検定対象機械器具等の 業規格 Z九○一五―一による抜取検査方式又はこれに準ずる方法として消防庁長官が認める方 項の規定により指定した場所において、協会又は登録検定機関の職員の立会いの下に、日本下 □・二 同上 [四~十 同上] (立会い方式による型式適合検定の方法 「九・十 同上」 (無線通信補助設備に関する基準の細目 様式の大きさは、日本工業規格A4とする。 ンペア百二十五ボルトのものに適合するものであること ロ 端子は、日本工業規格C五四一一のC〇一形コネクターに適合するものであること。 「ハ・ニ 同上」 [イ 同上] 同上 同上 同上

別表第一の二 別表第五 (第五十一条の十五関係) [様式 三 色彩は、地を白色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。[二 略] 三 色彩は、地を紺色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。 三 色彩は、地を白色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。 様式の大きさは、日本産業規格A4とする。 一 様式の大きさは、日本産業規格A4とする。 1 4 3 2 1 略 日本産業規格Z八一〇二 系統色名 日本産業規格Z八一〇二 日本産業規格乙八一〇二 系統色名 (第四条の二の九関係) 略 [略] 略 略 略 略号 略号 略 略 [略] 略 略 色票基準値 色票基準値 略 略 略 略 略 別表第五 (第五十一条の十五関係) 別表第一の二(第四条の二の九関係) [様式 三同日上 [様式 同上] 三 [同上] 「一様式の大きさは、日本工業規格A4とする。 一 様式の大きさは、 4 3 2 1 1 同上 同上 系統色名 日本工業規格乙八一〇二 日本工業規格Z八一〇二 日本工業規格Z八一〇二 系統色名 同上 同上 同上 同上 同上 日本工業規格A4とする。 略号 略号 同上 同上 同上 同上 同上 色票基準値 色票基準値 同上 [同上] [同上] 同上 [同上]

			三二一	備 [別表 表 式 第			-	三一一	# [様式 別表第		ı	ı	I	_
1				式 第 七 略	1			_	式 略] 略]	4	3	2	1	
略	系統色名	日本産業規格2八一〇二	は、地を白色、その他のもの 大きさは、日本産業規格A	町](第五十一条の十八関係)	[略]	系統色名	日本産業規格2八一〇二	色彩は、地を紺色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。略] 「略」 「日本産業規格A4とする。	情号 [様式 略] 別表第六(第五十一条の十七関係)	[略]	略	略	[略]	系統色名
略]	略号		にあつては次の表のとおりとする。4とする。		- [略]	略号		ては次の表のとおりる。		略	[略]	[略]	[略]	略号
略	色票基準値		とする。		[略]	色票基準値		とする。		略	[略]	[略]	[略]	色票基準値
			三二一	備 「様 表 式 第				三二一	#					
1				式 第 七	1		/	_	式第六	4	3	2	1)	
同上	系統	пΙ						上上の	上 第					
占	系統色名	日本工業規格2八一〇二	八きさは、	『上』(第五十一条の十八関係)	[同上]	系統色名	日本工業規格2八一○二	[同上] 同上] 様式の大きさは、日本工業規格A4とする	同上]	[同上]	[同上]	[同七]	[同上]	系統色名
上] [同上]	色名略号	□本工業規格2八一○二] 大きさは、日本工業規格A4とする。	五十一条の十八関係)	[同十]	系統色名略号	日本工業規格2八一○二	[上] [上] (の大きさは、日本工業規格A4とする。	[上] 第五十一条の十七関係)	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	系統色名
		□本工業規格2八一○二		五十一条の十八関係)			日本工業規格乙八一○二		[上] 第五十一条の十七関係)					

 			一	別			
1			_	[様式 略]	4	3	2
[略]	系統色名	日本産業規格2八一〇二	三 色彩は、地を紺色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。[二 略] 根式の大きさは、日本産業規格A4とする。	[様式 略] 『表第八(第五十一条の十九関係)	[略]	[略]	[略]
略	略号		ては次の表のとおり		略	略	略
[略]	色票基準値		りとする。		[略]	[略]	略
			/++-	- Ind			
1			 	「様式 同点別表第八(笠	4	3	2
[同上]	系統色名	日本工業規格Z八一○二	二 [同上] [二 同上] 様式の大きさは、日本工業規格A4とする。	[様式 同上] 別表第八(第五十一条の十九関係)	[同上]	[同上]	[同上]
-	略号		ବ୍				
[同上]	ガ				同上	[同上]	同上

別記様式第1号の2 (第3条、第51条の8関係) 消防計画作成 (変更) 届出書

度 所 氏 名 田 氏 名 田 氏 名 田 所 住 所 住 所 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 氏 名 別添のとおり、防災 管理に係る前防計画を作成(変更)したので届け出ます。 随 火 対 象 物 の名称 (変更の場合は、変更後の名称) 防 火 対 象 物 の用途 (変更の場合は、変更後の名称) (変更の場合は、変更後の用途) その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項) ※ 受 付 欄 ※ 経 過 欄
--

別記様式第1号の2(第3条、第51条の8関係) 消防計画作成(変更)届出書

	※受付 攤	その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)	防 火 対 象 物 の用途 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)	防 火 対 象 物 の名称 理薬物その他の工作物 の名称 (変更の場合は、変更後の名称)	防火対象物 又は 建築物その他の工作物	別添のとおり、防災 管理に係る消防	氏 名	住 所	兵 名	防災 管	消防長 (消防署長) (市町村長) 殿
	経過		4			計画を作成(変更)したので届け出ま			*	管理者	

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

「防災」の根書きの文字については、該当しない文字を模様で消すこと。

※印の欄は記入しないこと。

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 「防火」の横書きの文字については、該当しない文字を模様で消すこと。
- ※印の欄は記入しないこと。

別記様式第1号の2の2(第3条の2 第51名のの関係)

	CKATAKE
50000000000000000000000000000000000000	フィック こっちょう はんながな
管理者選任	MARIE CANTOCK STOCK
(解任)	Trock .
届出書	VAN Del C CAN

Ш	4	L	34			400		_	-	_	_		#	# HOI	世代	۵.	*		3		111			治防兵
接	9	F	R				中		à	M		_	व्यक्त	Hai	100	91	-	19	-		30			加
146	亩	寒	濮	开	司	=	*		氮	M	#	开名	**	840		2	H	20	F		下記のとおり、			治され
	P.	#	Ĥ		4	1	山事	i i	*	Ħ		94+	中部3	分類2	×				在		の的が大災			海玩
4	×	-	弁			-	¥	23	+	弁		H	条の	かけ		91	湖	#	高					(市
	#	塔	Я		9	「年月	西		の地	Э		弁	3 मु र	条を適用する	8			Γ	П		1000			二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二
Ш	当		ш	24	商	H H		黑		н	野	Я н	項を適用	01	7						管理者を選任 (解任)			(消防署長) (市町村長) 殿
П		T			世界			I H								料田					H (#			-
Ш					竹形 3 宋明 I 規則 第 2 朱朝		1.1	甲糖()	1							20	84				Œ			
Ш		l		1	金田 1			新規算習							100	24	分别表第			記	したの		an.	
					4 第 4	年	П										-				したので届け出ます。	果	超出者	
液		l			4	H		写講者							拼	जी	_				田和	14	34	
4		l				ш		再購習) □乙糖								管理権原) H				4	法人の場合は、		
26		l			遊出	1	1	6					Ш	Ш		_		L				を		
П		l			別事(-		防災物								Q	10.	100				1		
2		ı	单		米男 1			調(ロ		弁	H	傘			海田	中一権	机各人用	Γ				24.2		
П		ı	ja,		世界4/余界1 近年 規則第51条の5第	H		防災管理(□新規課者		"		114		1		0		-	Н			34.03		
Ш			Я		क्ष	1		-		Я		Я			取客.							表面		
			ш					再購會		н		里生			各人员	學教権原						名称及び代表看氏名) 與		

別記様式第1号の2の2 路災災 管理者選任 (解任) 届出書 (第3条の2、第51条の9関係)

Ш	de	L			子で	当口	3,1	翠	• 3	*	SF			岩	# HOT	**	d	×		S		7		
楽	9	F	F#					中		à	É			作物	ноп	書	94	台	秦	兴		203		
XB	亩	灌	淹	Ħ		态	1	聯		報	illé		来:	参りを	※合郷:		2	H	*	所		350		
Ш	Đ,	Ħ	Ħ		A		2	414		被	Ħ		. A	8 B	- 10	×			ı	Æ		下記のとおり、防火		
Ħ	畑	F	井				奈	1	2	۲	并		#	多の発	*		巡	×	斧	高	1			
蓋	#	쁘	Я		60		もし	噻		の施	Я		無	3項を	条を適用する	8						是图者		
Ш	#	H		24	商			華屋	- 1	自位	Е	平	Я Н	項を適用	00	*	ā					管理者を選任(解任)したので届け出ます。		
H		F			_							Ť			Ť		甲權					H (
П					規則第2条第	第3分			開発									分				第任)		
Ш				ď	条第	3条第1項第			四新規建署							25	图2	令別表第			池	5		
Ш						湖原	并											51			2	50	オ	届出者
療					라(di-	я		再識費 □乙糖							李	-tit					H () III	*	当
幣							В		20(管理權原					**	(株人	
)	4		Н.									原	W				a	法人の場合は、	
dú					規則第51条の5	分第4			好发						T			4	語語				1	
20					151余	7条第			登場(用途	一一	収容人員	_				的	
			#		05	令第47条第1項第	年		防災管理(新提講習		年		井				植原	ш					200	
			Я			8 8	_		端		Я		Н		T	1							代表法	
			В).	4		1	再藻者		В		В			収容人	複数権						名称及び代表者氏名)	
П							Ш		報告				生			m	M						画	1

この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

「防火」の概書さの文字については、該当しない文字を表録で消すこと。 防災」の概書さの文字については、該当しない文字を表録で消すこと。

※印の欄は、消防法施行令第2条を適用するものにあっては同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに、同令第3条第3項を適用するものにあっては管理権原に属する部分ごとに

記入すること。
4 消防法施行令第1条の2第3項第2号及び第3号の防火対象物にあってはその他必要な事項の
4 消防法施行令第1条の2第3項第2号及び第3号の防火対象物にあってはその他必要な事項の
#に工事が完了した際の防火対象物の規模を記入すること。
5 消防法施行令第3条第2項又は同令第47条括弧書を適用するものにあってはその他必要な事項
の欄に管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火及び防災管理上必要な業務を適切に進行することができない理由を記入すること。
6 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
7 ※※印の欄は、記入しないこと。

措別法権行令第1条の2第3項第2号及び第3号の別火対象物にあってはその他必要な事項の欄に工事が完了した際の別火対象物の規模を記入すること。 指別法権行令第3条第2項又は同令第47条括弧書を適用するものにあってはその他必要な事項の欄に管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが別火及び別災管理上必要な業務を適切に進行することができない理由を記入すること。

□母のある重けついては、疑当の□母にフを付けること。※※年の重け、記入しないこと。

※印の欄は、消粉技権行令第2条を適用するものにあったは同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに、同令第3条祭3項を適用するものにあったは管理権項に属する部分ごとに記入すること。

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

「防火」の概書きの文字については、該当しない文字を模様で消すこと。 防災」の概書きの文字については、該当しない文字を模様で消すこと。

- 13 -

別記様式第1号の2の2の2 (第4条、第51条の11の2関係) 全体についての消防計画作成 (変更) 届出書

※ 外 二 囊	その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)	防 火 対 象 物 又は 建築物その他の工作物 の用途 (変更の場合は、変更後の用途)	防 火 対 象 物 の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)	防 火 対 象 物 又は 近葉物その他の工作物	け出ます。	別添のとおり、全体についての 防災 管理に係る	氏 名	音型権原者 住 所	氏 名	住所	統括 防災 管理者
常		令卿表第1 () 項				管理に係る消防計画を作成(変更)したので届	り合は、名称及び代表者氏名) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		@	1	

※印の欄は記入しないこと。

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

「防火」の横書きの文字については、該当しない文字を模様で消すこと。

※印の欄は記入しないこと。

この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

「防火」の機書きの文字については、該当しない文字を機様で消すこと。

別記様式第1号の2の2の2 (第4条、第51条の11の2関係) 全体についての消防計画作成(変更) 届出書

※ 受 付 欄	その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)	防 火 対 象 物 又は 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)	防 火 対 象 物 の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)	防 火 対 象 物 又は 建築物その他の工作物	別添のとおり、全体についての 防災 管理にいけ出ます。	氏名 (法人)	英 名 等回语图光	統括 防災 管理者	消防長 (消防署長) (市町村長) 殿
※ 経 過 欄		令別表第1 () 項			管理に係る消防計画を作成(変更)したので届	(法人の場合は、名称及び代表者氏名) 印	ESP.	8	

- 14 -

別記様式第1号の2の2の2の2 (第4条の2、第51条の11の3関係) K

野火 野災 管理者選任 (解任) 届出書

	de	L		İ	古里女	的災	•	₹3	搭S	統				HOR	2 %	8	-4		==
**	9	1	事件	No.		用			-	ile se		a l	8 7	нэй	344	85	15		HENE
MA	畜	薬	潮	H	-	卷	1	Ş		Mi	Ħ	7		H	2	更	27		
	ķ	任	Ħ			þe .	1	唱事		Ħ		200				_	下記のとおり、		(沿版者女)
4	畑		年				-	騙	车	升		#				Ť	羌活		女
蓋	#	温	Я		3	9	了年月	西南		Я		年月	窓	海	茶	被			
	进	m	н	8	ō	*	HH	温	20	Н	开	Н				П	防防火災		(印刷行录)
\Box		Г			7	Æ							#				-		×
					是是	審			-8				離				0年		×
					規則第2	令第3条第1項第			本				20				管理者を選任 (解任) したので届け出ます。 記	五	福出者
					*	新	并						盛				門門	所名	四样
*					雅	第	Я							Á			第年	*	
常					aþ	op.	ī		2				以	会 劉			2	10	
					~	~	В		在				幸	大			0	法人の場合は、	
ĬŠ.					\ #\ #	7						12.	>	第 3			国		
					頭第	#47			55 30	年		年	m	-	語語		曲	李	
蓋			年		規則第51条の5第	□令第47条第1項第			管理					_	_		4	808	
					05	14	年		高温	Я		H		ř	~			*	
			Я		100		Я		防災管理に関する			_		·				名称及び代表者氏名) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
			Н		op.	ф	В		聯	Н		生		匝				(B)	

別記様式第1号の2の2の2の2 (第4条の2、第51条の11の3関係)

統括 防防火災 管理者選任 (解任) 届出書

*	4	-	年年		李祖皇	防災苗	_	⊁ ≅		熱	_		4	HOH HOH	X X	- F	7		
	10		_				_		-1							_	03		
Mg	台	瀬	樂	天		恭	M	ř	_	誕	II.	开	善	H	24	率	tr.		
4	K	Ħ	Ĥ		4	4	1	項言	ü	升		. W				-	下記のとおり、統括		
1	嬎		舟				豪	36	在	弁		#				在	燕		
塞	#	華	H		S)	修了年月日	西		Я		年月	18	海	棒	当			
	进	m	Н	25	Ē	4	ĦН	藻区	80	Н	所	H					防防火災		
H					~П	\sim							峀						
					規則	合			-								管理者を選任 (解任) 記		
					線師	2			91								A.	1-	1
					100	部	年		盛				2				田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	开	#
*					条第	令第3条第1項第	100						藩				98	46	所
									2				N.	4				法人の場合は、	
撒					dia	di			種					F18			77	9	
					~	~	Н		Dark				中	女			9	合	
ă£					一 #			1					>	総			in in		
Ш					2000	第4			B5 9	中		弁	m	-	語語		出	200	
主			弁		規則第51条の5	令第47条第1項第			普里					_	~		したので届け出ます。	200	
					0	81	弁		13	Я		Я			J		0	代表	
			H		5 第	黎即	Я		防災管理に関する講習					J				名称及び代表者氏名)	
					如	dia			を課	_		日生		旦				22	
			Ш	0.1	1		Ш		1	Ш		III,						(4)	

別る この用紙の大きでは、日本上来規格A4とすること。

多水

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

「防火」の横書きの文字については、該当しない文字を模様で消すこと。 防災」の横書きの文字については、該当しない文字を模様で消すこと。

□印のある欄については、該当の□印にレを付けること。 ※印の欄は、記入しないこと。

- 「防火」の検書きの文字については、該当しない文字を模様で消すこと。 防災」の検書きの文字については、該当しない文字を模様で消すこと。
- □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の2の3 (第4条の2の8関係) 防火対象物点檢報告特例認定申請書

※ 秀 付	その他必要な事項	前回の特例認定年月日	申請者が防火対象物の 管理を開始した年月日			防火対象物				下記のとおり、消防法第8条の2の3第1で、同条第2項の規定に基づき申請します。 記		GROX (GROAX)
蓋				第2条を適用するもの	消防法施行令	収容人員	用施	名 恭	所在地	消防法第8条の2の3第 規定に基づき申請します。 記	政名 電話	中請 住所
					25					から か	THE RESERVE	中請者
፠					李	管理				° 1 Mgo	の場合	
燕					#	管理権原	令别表第			規定に	は、名	
遊		年	拚		部	単一権原	L			1項の規定による認定を受けたいの。	(法人の場合は、名称及び代表者氏名) 計号	
ᆲ		Я	Я		収容人員	(・複数権原	() 項			受けた	者氏名	
		н	ш		H	権原				000	9	

別記様式第1号の2の2の2の3 (第4条の2の8関係) 防火対象物点檢報告特例認定申請書

* & t	その他必要な事項	前回の特例認定年月日	申請者が防火対象物の 管理を開始した年月日			防火対象物				下記のとおり、消防法第8条の2の3第 で、同条第2項の規定に基づき申請します。 記			用的女 (用的者女) (加明的女) 版 申請者	्रा किन्तार, अन्ताम
畫				年 る も の	遺跡送施 在会	収容人員	用途	名 称	所在地	消防法第8条の2の3第 規定に基づき申請します 記	電話	住所	(印明约女) 版 申請者	/七里十二
					24	ľ				から 3 第 記 まり 記 す	電話番号		五 地	Sign .
*					蓉	管理				_		(法人の場合は、		
瀚				ī	H	管理権原	令别表第			項の規定に				
邁		弁	弁		游	単一権原	表第一			よる認定を		名称及び代表者氏名)		
畫		Я	Я		収容人員	(・複数権原	()項			る認定を受けたいの				
		ш	ш		1	原				Š		a		

瘤光 2 -この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

※印の欄は、記入しないこと。

この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とすること。 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の3 (第4条の2の8関係) 管理權原者変更届出書

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿 住所 届出者 净 H Ш

下記のとおり、防火対象物の管理権原者を変更したので、消防法第8条の2 氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)⑩

뛺

の3第5項の規定に基づき届け出ます。

S 奏 4 防火対象物の特例認定を受けた年月日 変更後の管理権原者 変更前の管理権原者 0 × 更 布 世 Ż 单 州 岩 4 H 洪 Ħ 平 Ħ 1 由 田 電話番号 号番指那 # 在地 14 퐈 当 Ш 谷 早 湖 称 令別表第一() 并 年 H H 点 H Ш

館考 10 ※印の欄は、記入しないこと。 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

*

M

幸

富

*

南

当

富

別記様式第1号の2の2の3 (第4条の2の8関係) 管理権原者変更届出書

	4	灣	防火	η	变更			变更			5		9 7		EE EE
*	の他	更	防火対象物の特例認定を受けた年月日		変更後の管理権原者			変更前の管理権原者			×		下記のとおり、防火対象物の管理権度の3第5項の規定に基づき届け出ます。		得奶技 (消奶者長) (市町村長) 販 居出考
A(M	少		の特例		管理			管理			数		の規定		F Col HR
4	烟	年	認定を	Н	権原			権原			第		防火が悪い。		(X
査	\$7	Я	受けた	画	西	住	画	班	角	#	岩名	呀	対象物画を記		1 facts
	東 項	н	年月日	電話番号	名	所	電話番号	*	所	磁	林	在地	の管理け出ま	住所	対域 (対け
	,,,,,,	_		ųμ	14	-71	- dh	Tr.	4	6207	25	ties.	標権原	作 (法	T N
*													者を変更	法人の場合は、	
盤													にため		
遊		年	年							令别表第一(下記のとおり、防火対象物の管理権原者を変更したので、消防法第8条の2 3 第 5 項の規定に基づき届け出ます。 記	名称及び代表者氏名)	
										等			法等	**	
畫		Я	Я							~			8条0	氏名)	
		ш	Н							臣			02	a	

備老 12 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第1号の2の2の3の3 (第4条の2の15関係)

自衛消防組織設置(変更)届出書

※ 必	自衛消防組織に備え付けられてい る資機材	2 dd 3 dd	律兵等選表の子名 578年所	自衛消防要員の配置	自衛消防組織の内部組織の編成	管理について権原が分かれている 場合の当該権原の範囲	防火対象物の延べ面積及び階数 (変更の場合は、主要な変更事項)	防 火 対 象 物 の 用 途 (変更の場合は、主要な変更事項)	防火対象物の名称 (変更の場合は、変更後の名称)	防火対象物の所在地	下記のとおり自衛消防組織を設置			消防長 (消防署長) (市町村長) 殿	
療		住 所	氏 名								(変更)	氏名(祖	管理権原者 住 所		
過											したので届け出ま	(法人の場合は、 代表者氏名		ተ	
齑												名称及び) 画		Я	

別記様式第1号の2の2の3の3 (第4条の2の15関係) 自衛消防組織設置 (変更) 届出書

※ 受 付 機	自衛消防組織に備え付けられてい る資機材	田 年 世 の 公 日 次 つ 日 万	はは、 は、 なんなん ない は、	自衛消防要員の配置	自衛消防組織の内部組織の編成	管理について権原が分かれている 場合の当該権原の範囲	防火対象物の延べ面積及び階数 (変更の場合は、主要な変更事項)	防火対象物の用途 (変更の場合は、主要な変更事項)	防火対象物の名称 (変更の場合は、変更後の名称)	防火対象物の所在地	下記のとおり自衛消防組織を設置			消防長 (消防署長) (市町村長) 殿
楽 ែ		住 所	氏 名								(変更) したので	氏 名 (法人の場合)	管理権原者 住 所	
崮											したので届け出ます	34		
蓍											0	名称及び) ⊕		

備老 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 ※印の欄は、記入しないこと。

備老

※印の鑑は、 門入しないこと。

この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第1号の2の2の4 (第4条の4関係)

ઉ

防炎表示者登録申請書

	2	19	严	\$	4		S		10		-	無	~			
*	当事及び	野工なる	施一、	炎物品の	裁断・	元業	柳人顺	理業	防炎処	34,787.34	等抗菌	養養	消防法			消防庁長官
A)A	PT (tt.)	#	發動	地域	施工	5	1	51	1	5	1		が8条		1	有
付	100	業場又は店舗	又は輸入販売	4、処理、載	施工・鏡製業	合 板材物	カーテ材物:	かる最大を	カーテ材物	黄	カーテン	av	消防法第8条の3第2項の規定による防炎表示を付する者の登録を受けたので、下記により申請します。 記		1	殿
直	裁断	泰	3	炮		2 9	22	4 H	22 格人	8	2 布	表示を	きき			
	· 施	X	微			4	布製のプラインド	専用シ	布製のプラインド		布製のプラインド 3	けそ	100			
	Η.	吸	Z.	描	b	轰	75	1	75	7	151	36	F1 64	hr. 1-	中請者	
*	缝製	売	Д			材料物品	材料物品	拉林物品	拉林物品	震	マス	48	炎	氏名	語中者	
	業	蔡	熊	燕		7	ω		ω	7		防炎	K	紙		
郡						が単道	標		萘	(華工	委	物品	1	後者は		
						一种村田村	類材物料品		類村物料品	工事用シート	類	表示を付そうとする防炎物品の種類	る者の	(法人の場合は、 (代表者氏名		
in the							4		4		4		1			
ž							じゅうたん等		合 板		じゅうたん等		量を受け	名称及び)		
							本本語		数数数		李		77	@		

別記様式第1号の2の2の4 (第4条の4関係)

防炎表示者登録申請書

	5	を行って			4	110	ω	עוו	2	,	4	樂	5			
*	MAC		H	※参品6	裁断·	完業	輸入販	理業	防炎処	W Try 36	新光期	植	消防法第8条の3第2いので、下記により申請			EL Set PURALIN
MA	PH TE	は事が	、雜製又	いた。	施工	51	1	5	1	5	1		第8条下記に			H
	(te	高場又	しは愉人		·雜製業	合 板	ナーケ	どん帳	7		1 4		£ 03			300
4		は店舗	人販売	想	無	材料物品	龙龙 智唱	林 物 智 品	杉 松 智品	贫	チン		の3第2項の規 より申請します。			
	裁断	書	37	煙		6	2	6	2	6	2	表才	6 th			
畫	断·施	X	*			2	布製のインド	工事用	布製のインド	u	布製のプラインド 3	表示を付そ	77 77			
	· T	贩	為	福		震	77	1	79	5~	751	そうと	15 P		#	
*	雜製業	売	阻			*************************************	林林物品	杉 村 物品	拉 物 物 品	惠	ソス	4	坊炎表	氏名	申請者住所	
	業	業	業	辮		7	ယ		3	7	C	纺炎	ik.	法代		
常						工事用	藥		襟	工事用シ	櫟	る防炎物品	中	(法人の場合) 代表者氏名		
						田 村物 下 料品	類村物料品		類料調	ラント	類	の種類	240	合は、		
過							4		4		4		1038	26		
奎							かん		10		じゅう		よる防炎表示を付する者の登録を受けた記	名称及び		
							本本書書		板料物		たん等		けた	(1)		

この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とすること。 業種及び表示を付そうとする防炎物品の種類の欄は、該当する 事項を○で囲み、さらに、防炎対象物品の場合は「物品」を、 防炎対象物品の材料の場合は「材料」を○で囲むこと。

※印の働は、

記入しないこと。

- 金12 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A 4 とすること。
 業種及び表示を付そうとする防炎物品の種類の欄は、該当する事項を○で囲み、さらに、防炎対象物品の場合は「物品」を、防炎対象物品の材料の場合は「材料」を○で囲むこと。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

炟 |記様式第1号の 203 (第31条の3関 (来)

		95	着		母						Н			治を	40	子类	举	*3	7	200	450	拼	
※原付 一	查希望年	成 年 月	工年月		T. BALYS DE HI	流のお話し			住所氏名	施工者	住所氏名	設計者	遊	消防用設備等(4防用設備等)の	100	· ·	用	8	所 在		沙野 生 住	下記のとおり、消防用設備等 第17条の3の2の規定に基づき	消防長 (消)
直	ĦН	В	В	76.70	# m		氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	118	(特殊消の種類	30. 36	曲	猫	林	地	名	所	9、消1	物署長)
泰珠				世	11 現 安	的						1	新設、增設、	P	床面積								消防長(消防署長)(市町村長)殿
裁權				帮道 府県	#IK KLXC	本件如本							、移設、取替え、		п	造地上] (特殊消防用設備等) (届け出ます。 記	(長) 慶 届出者
*#					交付番号	交付年月日							改造、		m是人面積	附地下						I HIA	届出者
審				希道	受講地	舞图员				電話()		電話()	やの街(電話()	名を設置したので、	, +
*				年 月	受講年月	講習受講状況				卷		香)		8.	器					香	の、消防	

館坊

NH

この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。 2 消防用設備等設計図書<u>又は特殊消防</u>用設備等設計図書は、 等又は特殊消防用設備等の種類ごとにそれぞれ添付すること。 3 ※欄には、記入しないこと。

消防用設備

2

dit

 ω 121

この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 4 とすること。</u> 2. 消防用設備等設計図書<u>又は特殊消防</u>用設備等設計図書は、 等又は特殊消防用設備等の種類ごとにそれぞれ添付すること ※欄には、記入しないこと。

消防用設備

畫

※决

数

畫

※備

碘

京		推		#						H			消防	489	樂	举	*3	7	il XII		拼		A
電布望牛	中	10		THEXBENDER	道子が過し			住所氏名	Н	住所氏名	設計者	種	消防用設備等(9防用設備等)の	181	籍	用	名	所 在	-	沙野女 住	下記のとおり、消防用設備等(特殊消防用 法第17条の3の2の規定に基づき届け出ます。 記	3	消防用 (消防果長)
H Н	1		7547	##		氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	89	(特殊消 の種類		描描	浴	称	地	25	所	り、湖	1	消防用
			11年	NK 363								新設、		床面積			-				防用設見定に		3設備等
			類	4	-							增設、		推							解が多い。	3	設備等(特殊混
				APITY REX	*##							移設、			造地上						特殊消 届け出 記	3	株消防)
			帮道 府県	4								、取替え、		B.							(特殊消防用設備等) 届け出ます。 記		消防用設備等(特殊消防用設備等) (苦酐材長) 聯
				交付番号	交付年月日							え、改造、		山延べ面積	器							届出者	100
				-	HE				馬		画	1		四米	階地下						PA	者所不	設置届出書
			都道 府県	受講地	講習さ				電話(電話(の他(電話(したの		200
			年	受講年	受講状況))	_		В.	器)	益		В
			н	FЯ	20				華		華									華	37	9	

- 20 -

別記様式第1号の2の3の2 (第31条の3関係)

消防用設備等·特殊消防用設備等檢查済証

平 Э 田島

消防長 (消防署長) (市町村長) 回

04 術上の基準又は設備等設置維持計画に適合していることを証明す 下記の消防用設備等・特殊消防用設備等は、消防法第17条の技

門

	核	檢	治治的防防	×			<u>S</u>	4 113	光器中
耳	查	查	防用設的用設	老	*	8	举	È	R.
14	M	种	を備等・影情等の	毒	H	名	所	开	#
		Я	9.	造規		H	在		
哥		Ш	特殊種類	類	海	卷	甚	20	平
开	乘								
26	名			造地上 階地下 床面積 ㎡延べ面積					
(4)				日. 羅					

用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とすること。 消防用設備等又は特殊消防用設備等のいずれか一方のみを設置する場合は、設置しないものを消して使用すること。

別記様式第1号の2の3の2 (第31条の3関係)

消防用設備等·特殊消防用設備等検査済証

消防長(消防署長)(市町村長)回 日母

術上の基準又は設備等設置維持計画に適合していることを証明す 下記の消防用設備等・特殊消防用設備等は、消防法第17条の技

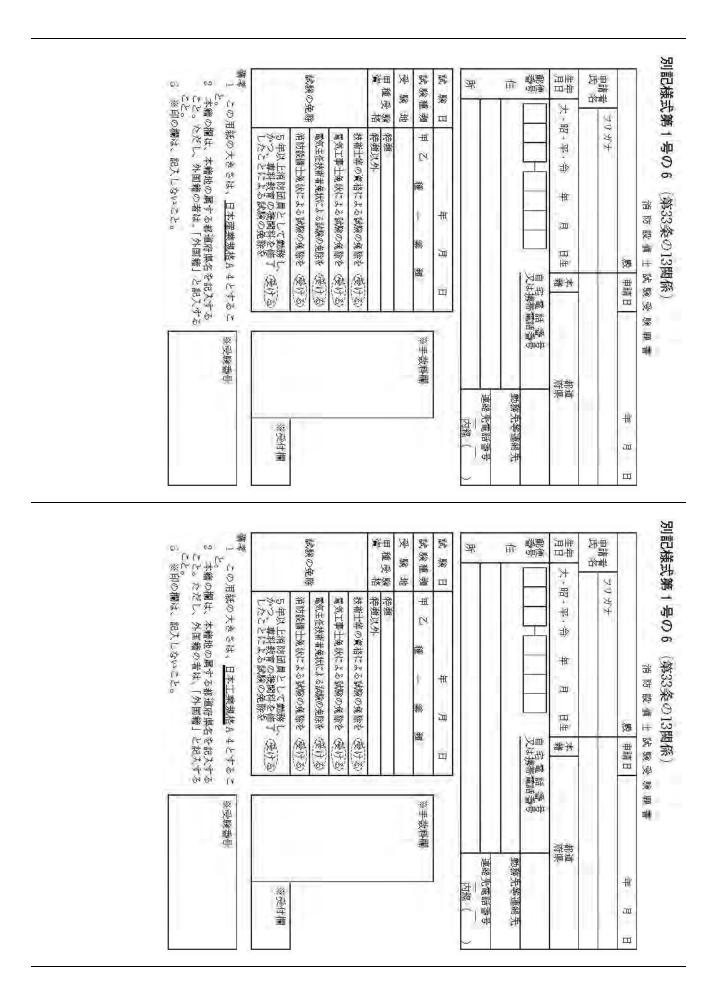
00

核職	檢 3	消防用設備等・特殊消防用設備等の種類	* 4	No		\$5 ×	T HILL	大器中
在氏	角	明明数数数	被	*	20	*	ш	×
月名	併	備館外外	華	\blacksquare	74	平	田	Ħ
	Я	0.4	造規			在		
田	ш	等殊	英	滋	答	勘	74	所
戦氏								
名名			造地上 床面積 n					
			上一階地下一位延べ面積					
a			四.福					

備光

- 置する場合は、設置しないものを消して使用すること。 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とすること。 消防用設備等又は特殊消防用設備等のいずれか一方のみを設

別記様式第1号の4(第33条の6、第33条の7) ○申請 区分 (書表事項 (1~4)・再気作意由 (5~8) のうち飲当するものの者等も○で囲み、1~3に飲当する場合は、旧内容を必ずれ入してください。) 備州 申氏 譜 銀筆便号 數 Ħř. 屈 # 学 * * 瀚 手数料標 co 2 フリガナ ※の欄は、記入しないこと 「外国籍」と記入すること。 本籍の欄は、本籍地の属する都道府県名を記入すること。ただし、外国籍の者は この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 過 帲 生年月日 H 壮 品 藩 離 孕 半・心 旧生年月日 丽 亩 旧フリガナ 交付を受けている消防設備土免状 * 朻 種類等 卅 -⊞ **⊞**4 #2 **=**1 97 2 <u>⊞</u> ധ 雅 44 回 消 · 茨 · 费 · 再 大·昭·平·令 昭・平・令 昭・平・令 器 昭・平・令 昭・平・令 昭・平・令 昭・平・令 知事殿 昭・平・令 H ·平·令 松 都道府県 田龍田 備交 4 自 笔 電 話 番 号 又は携帯電話番号 付土 免請 市市 Hìr 市 Hì 年年 闸 併 詽 # 11 本籍 扶書 ш 国国 田田 耳 ※承年日 ш 日生 這絡先電話番号 動務先等連絡先 Щ шшш 都道府県 交付番号 帝 内織 (※受付番号 1 曲 交付 丰 耳 交付知事 00 6 51 7 ш 破潰 汚潰 滅失 广朱 別記様式第1号の4 (第33条の6、第33条の7) 〇甲牆区亭 雟 申氏譜名名名 郵音便号 生日日 今 屈 # 軼 果 H 蛐 * * 0 瀚 # (曹操事項(1~4)・再交付題由(5~8)のうち該当するものの看巻を○で回み、1~3に該当する場合は、目内存を必ず加入してください。) ಲು 2 フリガナ 数料欄 「外国籍」と記入すること。 本籍の欄は、本籍地の属する都道府県名を記入すること。 ※の欄は、記入しないこと。 尚 大·昭· この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 生年月 E 柳 H 1 盏 艦 # 色 Щ ш 山 日生年月日 ヨフリガナ 交付を受けている消防設備土免状 * * 種類等 24 Z Z 3 Z **■**5 併 7 7 **#**4 **■**2 中华 <u>⊞</u> ധ 繙 4 Ш X 消費 · 按示数 再 昭·平・令 昭·平・令 昭·平・令 知事殿 昭・平・令 昭・平・令 品 昭・平・令 Ш 昭・平・令 昭・平・令 昭・平・令 品 昭・平・令 昭・平・令 平・今 半・全 都道府県 申請日 倩交 自 宅 電 話 番 号 又は携帯電話番号 à_H 帝 詽 ዡ 併 年年年 年年年年 併 腁 併 -111 Hìr 免責 本籍 扶書 耳 ※城六四 日生 連絡先電話番号 勤務先等連絡先 Щ ただし、 都道府県 交付番号 帝 拉藥 ※受付番号 外国籍の者は ⊞ 曲 牵 13 再 Ш 交付知事 00 6 5 ш 滅先 破損 汚損 广朱



別記様式第1号の7 (第33条の18関係)

壽

工事整備対象設備等着工届出書

年

H

Ш

	推	н		H	- 18	""	消防		整備対象設備工事 施工者	の事業	Į.	举工	Н	
*	Н	#		種類			Æ	#	_ 100	#	工事整備対象設備等の種類	事をも	#	
N/B	*	9		及び指	井				年 法人の場合は名称及び 代表者氏名		象設備	有力う	-	3
	海	28		肯定区					名称及		等の書	が発	遊	,
4	Н	18		8			14	所	M P	那	類	火秣	所	
2		1 新設 5 改造	12	7	A MANAGE	雄樹地					9.0			
		2 強弱 6 その告	7	都道		再 交								
※ 経	完成予定	を 3 移設 0他		年月日	交付番号	交付年月日				電話番号				届出者 住
邀	B	4 取替え	府県	都道	受講地	講習受				7.				医名
20		>4	4 7		受講年月	講習受講状況								a

別記様式第1号の7 (第33条の18関係)

工事整備対象設備等着工届出書

	鲞	H		H	- 3	。	消防		整備対象設備工事施工者	事の	T#	XH.	Н		
384	Н	#		推	免		开	#	开 余 未 表	Ħ	整備支	事後	#		
W W	*	9		F OF	井				天 法人の場合は名称及び 代表者氏名		工事整備対象設備等の種類	を行って	9	,	
	海	強		肯定区					1名称8		等の	が発	摄	,	7
4	ш	選		45			*	界	M E	班	類	火林	野		
齑		1 新設 5 改造	130	田群	TH 160 HE	施斯地	Ī								
		62	并	===		*									
		を指数の他	県	部道	甲	1									
※ 維	完成予定日	他3 移設	第号	年月日	交付番号	交付年月日				電話番号				届出者	
当	EB	4	府県	格道	受講地	講習受				ďp.				所名	
20		取替え	+	年田	受講年月	講習受講状況								a	13

この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

備老

- 工事の種別の欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- ※印の概は、記入しないこと。

- この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とすること。 工事の種別の欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の8 (第34条の2の2関係)

鍋	申請する特殊消防用設備 等によって代えられる消 防用設備等の種類	3 2 3	"	夷	特殊消防用設備等の種別	下記について、特殊指揮					(登録検定機関)	日本消防檢定協会 殿		特别
		174	Ħ			電話番号 方用設備等		H	#	申請者				非消防
		李	型			を発		名 (N	퐈					用設備
						電話番号 下記について、特殊消防用設備等の性能評価を申請します。 記		名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)					年	特殊消防用設備等性能評価申請書
								技者氏					Я	
							a	(3					Ш	

別記様式第1号の8(第34条の2の2関係)

特殊消防用設備等性能評価申請書 年 月 (登録検定機関) 申請者 住 所 氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 電話番号 下記について、特殊消防用設備等の性能評価を申請します。 の 大 対 象 物 を消防用設備等の種別 によって代えられる消 用設備等の種類 表	個	申請する特殊消防用設備 等によって代えられる消 防用設備等の種類	国 27 23 米		夷	特殊消防用設備等の種別	下記について、特殊					(登録檢定機関)	日本消防檢定協会		
自防用設備寺性能評価申崎書 年 房 主 所 主 所 電話番号 電話番号 記 主 所 主 所	姚	施油			烟	題	消防)		_	_	#		题		特殊?
所 (法人の場合は、名称及び代表者氏 作号 事等の性能評価を申請します。 記			DA.	H			電話者用設備				青者				HOSE
第等生能計画申請書 年 月 5性能評価を申請します。 記			栋	严			多の発		R) 5	T					日設集
							性能評価を申請します。 記		、人の場合は、名称及び代表者具						等性能評価申請書
								a						Н	

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第1号の9 (第34条の2の2関係)

4	変更前の評価番号	変更前の性能評価日	変更前に性能評価を行っ た機関	申請する特殊消防用設備 等によって代えられる消 防用設備等の種類	3 3 3	新西林子拉爾姆	变 更 概 要	特殊消防用設備等の種別	9	下記の特殊消防用設備					(登録校定機関)	日本消防檢定協会 殿		特殊
					名 称	住 所				といるに続		氏名(祖	住所	申請者				消防設備等
									問	「記の特殊消防用設備等について変更があったため、性能評価を申請しま	(4)	名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)					年 月 日	特殊消防設備等性能評価変更申請書

備考

この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とすること。

別記様式第1号の9 (第34条の2の2関係)

	下記の特殊消防用設備等の種別 特殊消防用設備等の種別 整置防火対象物 と変更前に性能評価を行っ た機関 変更前の性能評価を行っ で更前の性能評価を行っ	開住氏 電等 在名者 番り、 番い	を 発	
日本消防後定協会 殿((学録為宗義百)				
1 MI 1872 LIV SHE (1871)	(宝珠快走晚园)	本語中		
		申請者	R	
申請者				
申請者 住 所 氏 名 (法人の場合は、				
申請者 住 所 氏 名 (法人の場合は、		電話	带号	
申請者 住 所 氏 名(法人の場合は、 電話番号	下記の特殊消防用設備	等につ	をよい	
申請者 住 所 氏 名 (法人の場合は、名称J 電話番号 電話番号	0			
申請者 住 所 住 所 氏 名(法人の場合は、名称J 電話番号				13
申請者 住 所 氏 名(法人の場合は、名称J 氏 名(法人の場合は、名称J 電話番号 で記の特殊消防用設備等について変更があったため、 記	 殊消防用設備等の種別			
申請者 住 所 住 所 氏 名(法人の場合は、名称J 電話番号 電話番号 電話番号 電話番号	更概	CEX.		
申請者 住 所 住 所 氏 名(法人の場合は、名称J 電話番号 電話番号 電話番号 電話番号 電話番号 記の特殊消防用設備等について変更があったため、 記 更 概 要	44 A 41 48		所	
申請者 住 所 住 所 氏 名 (法人の場合は、名称J 氏 名 (法人の場合は、名称J 電話番号 「記の特殊消防用設備等について変更があったため、 記 「	3 > 3		蓉	
車請者 住所 氏名(法人の場合は、名称J 武の特殊消防用設備等について変更があったため、 証別 更無要 住所 度所 を持ち用設備等の種別 全様 を持ち用設備等の種別 を持ち用設備等の種別 全様 を持ち用設備等の種別 を持ちます。 を表していて変更があったため、 記	i請する特殊消防用設備 によって代えられる消 5用設備等の種類			
中請者 住 所	(更前に性能評価を行った機関			
中請者 住 所 任 所 氏 名 (法人の場合は、名称J 氏 名 (法人の場合は、名称J 氏 名 (法人の場合は、名称J 氏 名 (法人の場合は、名称J 電話番号 電話番号 電話番号 東	更前の性能評価			
中請者 住 所 住 所 氏 名 (法人の場合は、名称J 氏 名 (法人の場合は、名称J 氏 名 (法人の場合は、名称J 氏 名 (法人の場合は、名称J に				
中請者 住 所 任 所 氏 名 (法人の場合は、名称J 氏 名 (法人の場合は、名称J 氏 名 (法人の場合は、名称J 氏 名 (法人の場合は、名称J に 名 (法人の場合は、名称J に	前の評価番			

別記様式第1号の10 (第34条の2の3関係)

申請する特殊消防用設備 等によって代えられる消 防用設備等の種類 性能評価を行った機関 特殊消防用設備等の種別 づき、消防用設備等と同等以上の性能を有していることの認定を申請します。 影 下記の特殊消防用設備等について、消防法第17条の2の2第1項の規定に基 艦勝大臣 岡 需 宜 S 맦 × 愚 举 善 亩 ఱ 老 特殊消防用設備等大臣認定申請書 中 H 聚 申請者 天 電話番号 1 Ħ 名(法人の場合は、名称及び代表者氏名) 野 新 平 年 H Щ

別記様式第1号の10 (第34条の2の3関係)

施	評価番号	性能評価目	性能評価を行った機関	申請する特殊消防用設備 等によって代えられる消 防用設備等の種類	E 55 X 35 X	等等。 4年 4世 年 1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	類	特殊消防用設備等の種別	つき、祖阿用設備寺と同	下記の特殊消防用設備						総務大臣 政		
					松	#			4次上	楽いい	電話番号		H	Ħ	申請者			
					猝	哪			日王の	7.	带号		名 (日	界				1
									つき、消防用設備寺と同寺以上の住席を有していることの認定を申請します。 記	下記の特殊消防用設備等について、消防法第17条の2の2第1項の規定に基		4	名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)				年 月 日	The second secon

指考

この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第1号の11 (第34条の2の3関係)

変更に係る性能評価を 行った機関 申請する特殊消防用設備 等によって代えられる消 防用設備等の種類 꽦 痽 和 野 网 特殊消防用設備等の種別 用する同法第17条の2の2第1項の規定に基づく変更の承認申請を行います。 総務大臣 下記の特殊消防用設備等について、消防法第17条の2の3 第 3 項において準 置 雰 亩 黑 꽦 × 郷 * 举 糖 亩 会 沝 中 Ш 雹 畑 特殊消防用設備等変更承認申請書 申請者 功 油 電話番号 往兵 平 功 称 坚 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 叫 部 川 (4) Ш

編巻

この用紙の大きさは、

日本産業規格A4とすること。

御書

この屈獲の大きるは、

日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第1号の11(第34条の2の3関係)

#	評価 番号	性 能 評 価 日	変更に係る性能評価を 行った機関	申請する特殊消放用設備 等によって代えられる消 防用設備等の種類	F 2	李 华 华 李 章 曹 特	変 更 概 要	特殊消防用設備等の種別	用する同法第17条の2の2第1項の規定に基づく変更の承認申請を行います。 記	下記の特殊消防用設備等について、					然務大臣 贱	
	2000				44	亷	320		2第1	# 77		民	闸	申請者		
					蓉	栗			項の現	17	電話番号	名	坚	ф		
ľ									地位			法人の場合は、				
ì									\ \(\alpha\)			場合は				
á									渡風の	消防法第17条の2の3						
									承認申請	珊		、及び代表				闸
									青を行い	3項において準		名称及び代表着氏名)				311
									\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	東ンバ	(4)					П

別記様式第1号の12 (第34条の7関係)

die	実施場所	式 番 号	共	81]防検定協会 検定機関) 吸		
					門 5	電話番号で記じついて、データ業を方式を由請します。		住 所	申請者		年 月	H 1000 100 100 100 100 100 100 100 100 1
							a				ш	

	別記様式第1号の12
事事中子子本本サーモ	2 (第34条の7関係)

第四分 で	艏	檢查実施場	型式番	型	種		下記について、				日本消防檢定協 (登録檢定機関	
	The state of the s	所	如	共	80	PM .	電話番号 データ審査方式を申請します。	氏 名 (法人の場合は、名)	住 所	申請者		データ番歪方式申請書

備老

この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第2号(第35条関係) 備老 日本消防検定協会殿 (登録検定機関) 殿 下記について、消防法第21条の3第1項の試験を申請します。 この用紙の大きさは、 进 萬 其 四 进 H 申請者 學 電話番号 束 1 日本産業規格A4とすること。 平 名 門 蒙 法人の場合は、名称及び代表者氏名 # 黜 年 啪 H 9 Ш 別記様式第2号(第35条関係) 備兆 下記について、消防法第21条の3第1項の試験を申請します。 日本消防検定協会殿 (登録検定機関) 殿 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。 世 善 料 題 进 4 申請者 # 天 뫷 電話番号 名 平 픱 零 (法人の場合は、名 (称及び代表者氏名 # 温 淮 畊 Н 9 Ш

別記様式第3号(第35条関係)

相違		望れ来認を気	4	型	曹		下記					(登)		
河		おかる	4	共	別		下記について、消防法第21条の3第1項の試験を申請します。					消防檢知		
	型式承認年月	型	型				C、 消防					方検定協会 政 検定機関) 殿		燵
	器	对					洪				т.			74
	年月	華					\$214	馬	束	H	申請者			34
	Н	如	H			問	03	電話番号	2	呀	щ			蒙
							終	dh.						-111
)班1		103					删
							の試験		法人の場合は、名) 称及び代表者氏名)				併	叫井
						-	を申請		氏名)				Н	
							します。		(4)				Н	

別記様式第3号(第35条関係)

	望込ま	A 4 10 A	型	蓎		기만					(登)		
型式承認を受 型けているもの 型		刄	别		下記について、消防法第21条の3第1項の試験を申請します。					消防検知			
日日为医学卡班	型 式	型				5、消防					防検定協会殿検定機関)殿		型
- A III	番					法第21		共	Ħ	申請者			对
1	神	共			뭰	祭の	電話番号	名	所	山林			瘿
						第1	4,2	が多く					#
						の所		が必要					墨
						試験を		法人の場合は、名) 称及び代表者氏名/				种	畊
						中計		(名)				Я	
						44		a				н	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

酒

江

この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第4号 (第37条関係) 備老 総務大臣 下記について、型式承認を申請します。 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 世 画 料 18 两 世 申請者 電話番号 東 天 H 맭 名 野 33 # 噩 串 年 H (8) Ш 別記様式第4号 (第37条関係) 備老 総務大臣 下記について、型式承認を申請します。 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 进 推 为 18 湯 陸 共 申請者 承 電話番号 天 H 名(法人の場合は、名) 平 門 認 # 믴 年 畊 H 9 Ш

別記模式第5号(第37条関係)

0 受けている 型式承認を 世 曲 種 総務大臣 下記について、型式承認を申請します。 道 其 罗 in. 要 进 型式承認年月日 陸 进 其 料 申請者 晔 電話番号 住所 Ħ 承 多 兴 San San 争 -뫺 弁 啪 H (4) Щ

備考

この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記樣式第5号 (第37条関係)

盐	9	7	型式	型	舊		7					為		
道		2002	系認				下記について、					総務大臣		
江		94	RF	其	118		217					,-,		
	型式	陸	歴									戮		
	型式承認年月日	共					型式承認を申請します。				-			
	年月	鄉	2.5				を申	電話番号	Ħ	#	申請者			
	Ш	如	共			떕	調り	日本	24	严				
							44		大校					
							0		のが					
									法人の場合は、名) 称及び代表者氏名)				并	
									名名				Я	
									9				Ш	

別記様式第6号(第38条関係)

氏名(名称、代表者の氏名、住所) 変更届出書 年 H Ш

総務大臣 两

居出者

野

(法人の場合は、名) (称及び代表者氏名

下記のとおり氏名(名称、代表者の氏名、住所)を変更したの

天 電話番号 谷 (2)

で届け出ます。

罚

備考 この用紙の大きさは、 日本産業規格A4とすること。

別記様式第6号(第38条関係)

氏名(名称、代表者の氏名、住所) 变更届出書 H

Ш

総務大臣 题

届出者

H 野

天 N

(法人の場合は、名) 称及び代表者氏名

9

電話番号

下記のとおり氏名(名称、代表者の氏名、住所)を変更したの

で届け出ます。

 Ξ

撵

橙

 \equiv

備老 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

떕

別記様式第7号 (第39条関係)

日本消防檢定協会(登録檢定機関) 型 其 聚 申請者 澎 中 檢 定 -點 聯 年 H Ш

天 H 早

名

(2)

門

下記について、型式適合検定を申請します。

電話番号

型式番号

種別

型式 受 檢 物製造番号 No ~Na

館光 この用紙の大きさは、 日本産業規格A4とすること。

黄

#

数

苹

単価

 \exists

合計

田

盒

林

型式適合檢定方

以

Mil

南

希

12

赫

严

EIK

南

希

起

年

田

Ш

#

緹

数

學

別記様式第7号 (第39条関係)

型 其 题 通 被 定 -墨 畊 年 H

Ш

申請者

H 天 开

名(法人の場合は、名

(1)

電話番号

下記について、型式適合検定を申請します。

땕

型式適合檢定方式 KIK # 種別 EK 被 被 希 黜 布 21 数 24 併 数 楊 H 里 Ш 並 申 単価 型式 受檢學 田 合計 物号 型式番号 3 ~No E

備光 この用紙の大きさは、 日本工業規格A4とすること。

別記様式第8号(第41条関係)

舖	数	曹	墨	7					熱		
dit	声	攤	サ ・	四					総務大臣		
7			0	下記について、					把		
									要		輸
				OK.							压
				22	曲	凩	Ħ	申請者			晋□
		- 41	픱	64	電話番号		财	身本			×
	輸	壁	CL.	4	dia	M	7				25
	輸出先	料		94		大及人					#
	- 22			(1		はか					墨
				3		合は表者				弁	畊
				1020		(法人の場合は、名) (称及び代表者氏名)				Я	
				輸出されるものであることについての承認を申		a				Н	

別記様式第8号(第41条関係)

新	数量	種類	きょ。	下記につい					総務大臣		
	輸出先	型式	든만	下記について、輸出されるものであることについての承認を申	電話番号	氏 名 (法人の場合は、名) ⑩	住 所	申請者	殿	年 月 日	看田田承赐申請書

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

缩表

この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

記様式第9号 (第44条の2関係)

× 自主表示対象機械器具等の型式 3 * 主表示対象機械器具等の種類 Ch 総務大臣 のである旨の表示を付すこととしますので届け出ます。 記の自主表示対象機械器具等について技術上の規格に適合す 製造 煙 造業者の氏名又は名称 油 業者の住所又は所在地 E 題 |主表示対象機械器具等表示届出 串 居出者 住氏 電話番号 鱼 所名 法人の場合は、 聯 400 田 **(E)** Ш

別野雄斗笛 中 (強44条の9関係)

是造界	世出	MIT	2388		p-364	
100	業	示划	活对	日の日	総務大臣	
省の住用	者の氏	泉機械器	泉機械器	上表示な	题	主目
「又は所	名又は	具等の	見等の	象機を付けるできません。	画	自主表示対象機械器具等表示届出書
在地	名称	型式	種類	住氏電器で所名を選り記れる名を着等と記	西	象機械:
				法権のによる人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人		器具等
				がある。 なお、 なお、 なお、 なが、 なが、 なが、 なが、 なが、 なが、 なが、 なが、 なが、 なが	年	表示届出
				おい、名 おり、名 との規 上の規	Я	鲁
				格がいる。	н	
	所在	製造業者の氏名又は名称	自主表示対象機械器具等の型式 ※ 製造業者の氏名又は名称 ※ 製造業者の住所又は所在地	自主表示対象機械器具等の種類 自主表示対象機械器具等の型式 終 製造業者の氏名又は名称 ※ 製造業者の住所又は所在地	所 (法人の場合は、名)名 (株及び代表者氏名)番号 響について技術上の規格にととしますので届け出ます記	年 月 日 住 所 住 所 (法人の場合は、名) 便 氏 名 (茶及び代表者氏名) 便 電話番号 電話番号 表示を付すこととしますので届け出ます。記 器具等の種類 に

富 A

今 艦

de

ಯ

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 「型式」欄には自主表示対象機械器具等の主要な形状、構造、材質、成分及び性能が明らかになるように記載すること。
3 自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果を消防庁長官が定める様式を基準として作成し、添付すること。
4 試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項のうち消防庁長官が定めるものについては、別葉で添付すること。ただし、既に届出された自主表示対象機械器具等に係る届出において提出したものと同一のものである場合は、その旨を「備考」機に記載することで当該事項に係る書類の提出に代えることができること。
5 ※印の欄は、自主表示対象機械器具等の輸入業者のみ記載することで、記述は、自主表示対象機械器具等の輸入業者のみ記載すること。

1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。 2 「型式」欄には自主表示対象機能器具等の主要な形状、構造、材質、成分及び性能が明らかになるように記載すること。 3 自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果を消防庁長官が定める様式を基準として作成し、流付すること。 4 試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項のうち消防庁長官が定めるものについては、別業で流付すること。ただし、既に届出された自主表示対象機械器具等に係る届出において提出したものと同一のものである場合は、その旨を「備考」欄に記載することで当該事項に係る書類の提出に代えることができること。 5 ※印の欄は、自主表示対象機械器具等の輸入業者のみ記載すること。 6 ※※印の欄は、記入しないこと。

6 5

別記様式第10号(第44条の2関係)

変更に係る自主 表示対象機械器 具 等の種類	% 22 4	田	変更事項		下記のとおり届					総務大臣 殿		
	新	田		記	下記のとおり届出事項に変更がありましたので届け出ます。	電話番号	氏 名 (法人の場合は、名) ⑪	住 所	届出者	X2	年 月 日	用口争及炎炎用口音

別記様式第10号(第44条の2関係)

変更に係る自主 表示対象機械器 具 等の種類	×	E	变更事項		下記のとおり					総務大臣 殿		
	新	旧		판	下記のとおり届出事項に変更がありましたので届け出ます。	電話番号	氏 名 (法人の場合は、名) ⑩	住 所	届出者	×e	年 月 日	届出事項変更届出書

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備老

この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とすること。

別記様式第11号(第44条の2関係)

謔 廃止したので届け出ます。 器 自主表示対象機械 下記のとおり自主表示対象機械器具等の製造(輸入)の事業を 総務大臣 具等の種類 F 并 田 Щ 聚 製造(輸入)事業廃止届出書 届出者 天 1 電話番号 名(法人の場合は、名) 严 門 年 H Ш

別記様式第11号(第44条の2関係)

製造	(養人)	事業廃止届出書
----	------	---------

総務大臣 题

并

H

ш

届出者

住所

電話番号

氏 名 (法人の場合は、名) 株及び代表者氏名 (8)

廃止したので届け出ます。 下記のとおり自主表示対象機械器具等の製造(輸入)の事業を

聪 自主表示对象機械 具等の種類

F 併 H ш

廃

備老 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

語が

この用紙の大きさは、

日本産業規格A4とすること。

뭰

別記様式第12号(第44条の3関係)

畜	数	舊	明	7				瓣		
妣	声	徴	94	門門				総務大臣		
				5				田		
				y				쪬		
				響						2
				nk			4			E
	1 1			24	曲 知	1	申請者			Ē
	1		700	O.	氏名 (電話番号	住 所	中			4
	響	爅	問	4	4 一	N.				ē
	輸出先	74		34	5.	+				4
	C.1.	.,		(1	25	2				3
				77	大大	>			件	п
				下記について、輸出されるものであることについての承認を申	氏名(新及び代表者氏名)電話番号				Я	
				水認を	(4)				ш	

別記様式第12号(第44条の3関係)

爺	数量	植類		請します。	下記につい					総務大臣		
					下記について、輸出されるものであることについての承認を申					殿		3 886
					3228	電話番号	Ħ	住 所	申請者			田田本
	輸出先	型式	픱		のである。	番号	名(法人の場合は、名)	Pir				E
					ことについ		の場合は、び代表者は				弁	中明古
					1707		名名				Я	
					永認をI		(4)				П	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

衛水

この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とすること。

別記様式第14号(第51条の16関係)

防災管理点檢報告特例認定申請書

齑		当		推	*		※ 受 付 欄
							その他必要な事項
Я В	种						前回の特例認定年月日
Я В	帝						申請者が防災管理対象物 の管理を開始した年月日
						第2条を適用するもの	
取容人員	海	H	李		名	当院让益行会 .	
一権原・複数権原	無	権原	管理権原			収容人員	防災管理対象物
()項	1	令别表第	4			用途	
						名 称	
						所在地	
中請します。	に基づき	急に	近の野	第 2 2	※	旧の広州30米第1項において年出りの国法州8条の名の名の 認定を受けたいので、国条第2項の規定に基づき申請します。 記	下記のこおり、旧め近外30米第1項において年用する回気率8米の2の3米1項の規定による認定を受けたいので、同条第2項の規定に基づき申請します。 記
		1		母	電話番号		
(A)	た、名称及び	公司	法人の場合は、代表者氏名	法	174	兵名	
					申請者 住所	中請 住所	
Л	#						消防長 (消防署長) (市町村長) 殿

別記様式第14号(第51条の16関係)

防災管理点檢報告特例認定申請書

備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とすること。 2 ※印の欄は、記入しないこと。

備老

2

この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とすること。 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第15号(第51条の16関係)

管理權原者変更届出書

	4	舜	容辞	7	今		71	爱			3		五	=
*	9		災國		巨後(画			是		₩ E	37
ДK	布	軍	災管例認定		の管			の管			理		200	ЯП
柱	必要	年	理対を受け		変更後の管理権原者		ŀ	変更前の管理権原者			防災管理対象物		氏名(<u>代表者民名)、 第火対象物の管理権原者を変更したので、消防法第36条項において準用する同法第8条の2の3第5項の規定に基づき届け出ます。</u> 記	稍防長(消防署長)(市町村長)殿
	*	Я	象年	15	宋	#	酒	来	#	H	*	牙	火対司法	(iii
蓋	事項	В	象物のた年月日	電話番号	24	所	電話番号	25	所	鮗	茶	在地	報告の音	町村長)
													2 9	筹
*													原者2	届出者住所
籍													代表を変更し	华
遊										令別表第			代表者民名 変更したので、 質の規定に基づ	の単合け
		年	弁							表第一			消防	年 月
肅		Я	Я							^			消防法第36条第 き届け出ます。	B 3
		В	В							所			条第	

備考

この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とすること。 ※印の欄は、記入しないこと。

備老

10 -

この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とすること。 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第15号(第51条の16関係) 管理権原者変更届出書

	4	濒	防符		奏			奏			S		展		-
*	9		短影		更後		1	更前			9E #		10 TH		背野
K/A	合	更	原原		の管			の管			野型		4 6		Am
	ķ	年	理を		理権			理権			对		新田田		消防
4	烟	ı.m.	理対を受け		変更後の管理権原者			変更前の管理権原者			防災管理対象物		4 5		財政
	44	я	象物のた年月日	a	Ħ	#	曲	Ħ	#	H	24	平	河法		0
畫	#	Ī.	物用	電話番号			電話番号				-	在	※ 等		曹
	E	Н	田田	号	24	ア	岩	名	所	強	称	书	多の		消防長(消防署長)(市町村長)殿
													3埋木		類
4													下記のとおり、防火対象物の管理権原者を変更したので、消防法第36条項において準用する同法第8条の2の3第5項の規定に基づき届け出ます。 記	氏名	届出者 住所
*													5 進	(1)	名名
撤													の規	法人の場合は、代表者氏名	
									١,	-			治治	が基	
1										令别表第			がある	合は	
										麦第			神を		4
		年	种										出行	名称及び	
蓋		Я	Я										第36	3	2
		T) JI			消防法第36条第1 き届け出ます。	(9)	r
		H	Ш							0.1					

○ 消火器の技術上の規格を定める省令(昭和三十九年自治省令第二十七号)抄

改正後	改正前
(能力単位の測定)	(能力単位の測定)
第三条 [略]	第三条 [同上]
2 前項の第一消火試験は第一号から第六号までに定めるところにより、その判定は第七号の規	2 [同上]
定により、行わなければならない。	
[一•二 略]	[一・二 同上]
三 燃焼なべに、第一模型にあつては三・○リットル、第二模型にあつては一・五リットルの	三 燃焼なべに、第一模型にあつては三・○リットル、第二模型にあつては一・五リットルの
JIS(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項の日本産業規格を	JIS(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一項の日本工業規格を
いう。以下同じ。) K 二二〇二に適合する自動車ガソリンを入れ、順次点火すること。	いう。以下同じ。) K 二二〇二に適合する自動車ガソリンを入れ、順次点火すること。
ただし、前号ロの場合にあつては、第一模型より点火すること。	ただし、前号口の場合にあつては、第一模型より点火すること。
[四~七 略]	[四~七 同上]
[3 略]	[3 同上]

○ 消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和三十九年自治省令第二十八号)抄

[2・3 略]	八八〇一の呼び寸法百八十マイクロメー準化法(昭和二十四年法律第百八十五5年名ものでなければならない。	類又はりん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する塩類(以下「りん酸塩類等」という。)第七条 粉末消火薬剤は、防湿加工を施したナトリウム若しくはカリウムの重炭酸塩その他の塩(粉末消火薬剤)	改正後
[2・3 同上]	末であること。	第七条 [同上] (粉末消火薬剤)	改 正 前

○ 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和四十年自治省令第二号)抄

[表 略] [表 略] [表 略] [表 略]	改 正 後
[表 同上] [表 可上] [表 可用]	改正前

○ 金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令(昭和四十年自治省令第三号)抄

改正後		改正前
	(材料)	
避難はしごの部品で次の各号の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ当該下	第七条 [同上]	
と同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有		
のものにあつては、耐食加工を施したものでなければならない。		
しご及び立てかけはしごに用いる材料	一 [同上]	
材料	部品名	材料
JIS(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)	同上	JIS (工業標準化法 (昭和二十四年法律第百八十五号)
第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。) G		第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。)
三一〇一(一般構造用圧延鋼材)		三一〇一(一般構造用圧延鋼材)
JIS G 三四四四(一般構造用炭素鋼鋼管)		JIS G 三四四四 (一般構造用炭素鋼鋼管)
JIS H 四一○○(アルミニウム及びアルミニウム合		JIS H 四一○○(アルミニウム及びアルミニウム合
金の押出形材)		金の押出形材)
[略]	[旧山]	[匝刊]
[略]	[回上]	[恒4]
[略]	[同十]	[恒斗]
[略]	[旧上]	[匝4]
[略]	[同上]	[同上]
	で につ、耐食性を有 同じ。) 同じ。) の 同じ。) の の の の の の の の の の の の の	(材料) 第百八十五号) 第百八十五号) 第百八十五号) (材料) で

○ 一斉開放弁の技術上の規格を定める省令(昭和五十年自治省令第十九号)抄

[二・三 略]	第三条 一斉開放弁の材質は、次の各号に適合するものでなければならない。 第三条 一斉開放弁の材質は、次の各号に適合するものでなければならない。	(材質)	改正後
[二・三 同上]	第一三	(材質)	改 正 前

0 |泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和五十年自治省令第二十六号)抄

(比重)

掲げる泡消火薬剤の種別に応じ同表下欄に掲げる範囲内でなければならない。 をJISB七五二五に適合する比重浮ひようを用いて測定した場合において、次の表の上欄に をいう。以下同じ。) Z八八〇四に定める液体比重測定方法により、温度二十度の泡消火薬剤 は、JIS(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項の日本産業規格 表

(比重)

第五条 泡消火薬剤(大容量泡放水砲用泡消火薬剤を除く。以下この章において同じ。)の比重 第五条 泡消火薬剤(大容量泡放水砲用泡消火薬剤を除く。以下この章において同じ。)の比重 をJISB七五二五に適合する比重浮ひようを用いて測定した場合において、次の表の上欄に をいう。以下同じ。)2八八〇四に定める液体比重測定方法により、温度二十度の泡消火薬剤 は、JIS(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一項の日本工業規格 掲げる泡消火薬剤の種別に応じ同表下欄に掲げる範囲内でなければならない。

同上

表

○ 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十七号)抄

改正後	改正前
(粉塵試験)	(粉塵試験)
第二十六条 感知器は、通電状態において、濃度が減光率で三十センチメートル当たり二十パー 第二十六条	界二十六条 感知器は、通電状態において、濃度が減光率で三十センチメートル当たり二十パー┃
セントの産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項に定める日本産業規	セントの工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一項に定める日本工業規
格2八九○一の五種を含む空気に十五分間触れた場合、機能に異常を生じないものでなければ	格2八九○一の五種を含む空気に十五分間触れた場合、機能に異常を生じないものでなければ
ならない。この場合において、当該試験は、温度二十度で相対湿度四十パーセントの状態で行	ならない。この場合において、当該試験は、温度二十度で相対湿度四十パーセントの状態で行
うものとする。	うものとする。

○ 中継器に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十八号)抄

[三~七 略]	[口略]	(以下「JIS」という。) C六四三六に準ずること。	イ 産業標準化法 (昭和二十四年法律第百八十五号) 第二十条第一項に定める日本産業規格	二 電源変圧器	[一 略]	能を有するものでなければならない。	第五条 中継器に次の各号に掲げる部品を用いる場合にあつては、当該各号に定める構造及び機 第五条	(部品の構造及び機能)	改正後	
	[三~七 同上]	[5 同上]	(以下「JIS」という。)C六四三六に準ずること。	イ 工業標準化法 (昭和二十四年法律第百八十五号) 第十七条第一項に定める日本工業規格	二 [同上]		鬼五条 [同上]	(部品の構造及び機能)	改 正 前	

○ 受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十九号)抄

(部品の構造及び幾能) 改 正 後	(部品の構造及び幾能) 改 正 前
能を有するものでなければならない。	第四条 [同上] 第四条 [同上]
[一・二 略]	[一・二 同上]
三 電源変圧器	三[同上]
イ 産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項に定める日本産業規格	イ 工業標準化法 (昭和二十四年法律第百八十五号) 第十七条第一項に定める日本工業規格
(以下「JIS」という。)C六四三六に準ずること。	(以下「JIS」という。)C六四三六に準ずること。
[口略]	[6 同上]
[四~九 略]	[四~九 同上]

○ 流水検知装置の技術上の規格を定める省令(昭和五十八年自治省令第二号)抄

改 正 後	改正前
(材質)	(材質)
第四条 流水検知装置の材質は、次に定めるところによらなければならない。	第四条 [同上]
本体の主要部分はJIS(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一	一 本体の主要部分はJIS(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一
項の日本産業規格をいう。以下この号において同じ。) G五五〇一、JISG五一五一、J	項の日本工業規格をいう。以下この号において同じ。)G五五〇一、JISG五一五一、J
┃ ISH五一二○若しくはJISH五一二一に適合し、又はこれらと同等以上の強度及び耐食	ISH五一二○若しくはJISH五一二一に適合し、又はこれらと同等以上の強度及び耐食
性を有すること。	性を有すること。
[二•三 略]	

○ 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和六十一年自治省令第二十四号)抄

改正前
(一般構造及び機能)
第三条 [同上]
[一~九 同上]
十 [同上]
イ JIS(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一項の日本工業規
格をいう。以下同じ。) B七五○五─一(アネロイド型圧力計─第一部:ブルドン管圧
力計)の一・六級又はこれと同等以上の精度を有するものであること。
[口~水 同上]

○ 消防用吸管の技術上の規格を定める省令(昭和六十一年自治省令第二十五号)抄

改正後	改正前
(内径)	(内径)
第四条 消防用吸管は、内径の寸法により、次の表の上欄に掲げる呼称に区分するものとし、そ	第四条 消防用吸管は、内径の寸法により、次の表の上欄に掲げる呼称に区分するものとし、そ
の内径は、JIS(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項の日本産	の内径は、JIS(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一項の日本工
業規格をいう。以下同じ。) K 六三三○─一(ゴム及びプラスチックホース試験方法─第	業規格をいう。以下同じ。) K 六三三○── (ゴム及びプラスチックホース試験方法─第
一部:ホース及びホースアセンブリの寸法測定)のホースの内径寸法測定D法により測定した	一部:ホース及びホースアセンブリの寸法測定)のホースの内径寸法測定D法により測定した
場合において、その呼称に応じ、次の表の下欄に掲げる範囲内の寸法でなければならない。た	場合において、その呼称に応じ、次の表の下欄に掲げる範囲内の寸法でなければならない。た
だし、結合金具の装着部(たけのこ式のものを除く。)に装着する部分にあつては、この限り	だし、結合金具の装着部(たけのこ式のものを除く。)に装着する部分にあつては、この限り
でない。	でない。
[表 略]	[表 同上]

○ 緩降機の技術上の規格を定める省令(平成六年自治省令第二号)抄

		改正後			改正前
(材料)			(材料)		
第六条 緩降機の	機の部品で次の表	の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ当該下欄に掲げる	第六条 [同上]		
もの又はこれら	と同等以上のな	もの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものでなければならない。			
部品名		材料	部品名		材料
[略]	[略]	JIS(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)	[同上]	[回上]	JIS (工業標準化法 (昭和二十四年法律第百八十五号)
		第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。) G			第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。) G
		三五二五(ワイヤロープ)に適合するもので耐食加工を			三五二五(ワイヤロープ)に適合するもので耐食加工を
		施したもの			施したもの
	[略]	[略]		[恒斗]	[回4]
[略]		[略]	[恒七]		[厄식]
[略]		[略]	[同上]		[同上]
[略]		[略]	[同上]		[上司]

○ 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成十七年総務省令第十一号)抄

改正後	改正前
(試錄)	(試驗)
第五条 住宅用防災警報器は、次の各号に掲げる試験に適合するものでなければならない。	第五条 [同上]
[一~六 略]	[一~六 同上]
六の二 粉塵試験 住宅用防災警報器は、通電状態において、濃度が減光率で三十センチメー	六の二 粉塵試験 住宅用防災警報器は、通電状態において、濃度が減光率で三十センチメー
トル当たり二十パーセントの産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一	トル当たり二十パーセントの工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一
項に定める日本産業規格 Ζ 八九〇一の五種を含む空気に十五分間触れた場合、機能に異	項に定める日本工業規格 2 八九〇一の五種を含む空気に十五分間触れた場合、機能に異
常を生じないこと。この場合において、当該試験は、温度二十度で相対湿度四十パーセント	常を生じないこと。この場合において、当該試験は、温度二十度で相対湿度四十パーセント
の状態で行うこと。	の状態で行うこと。
[七~十 略]	[七~十 同上]
[2 略]	[2 同上]

○ 消防用ホースの技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十二号)抄

改正後	改 正 前
(ゴム及び合成樹脂の品質)	(ゴム及び合成樹脂の品質)
ばならない。 第七条 平ホースの内張り及び被覆に使用されているゴムは、次の各号に適合するものでなけれ 第七条	第七条 [同上]
切断時引張応力が、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項の日	一 切断時引張応力が、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一項の日
本産業規格(以下「JIS」という。) K 六二五一で定める方法により採取したダンベル	本工業規格(以下「JIS」という。)K 六二五一で定める方法により採取したダンベル
状三号形試験片(以下この条において「三号形試験片」という。) を用いてJIS K 六	状三号形試験片(以下この条において「三号形試験片」という。)を用いてJIS K 六
二五一の切断時引張応力を測定した場合に、十三メガパスカル以上であること。	二五一の切断時引張応力を測定した場合に、十三メガパスカル以上であること。
[二] 5四 略	[二]~四 同上]
[2・3 略]	[2・3 同上]

○ 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十三号)抄

改正後	改 正 前
(材質)	(材質)
第五条 消防用結合金具の部品又は部分で、次の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞ	第五条 消防用結合金具の部品又は部分で、次の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞ
れ同表の下欄に掲げるもの又は産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一	れ同表の下欄に掲げるもの又は工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一
項に定める日本産業規格(以下「JIS」という。) Ζ 二二〇一で定める方法により採取し	項に定める日本工業規格(以下「JIS」という。) Ζ 二二〇一で定める方法により採取し
た四号試験片(つめバネにあっては五号試験片とする。)を用いてJIS Z 二二四一によ	た四号試験片(つめバネにあっては五号試験片とする。)を用いてJIS Z 二二四一によ
り試験を行った場合、引張り強さ及び伸びが同表の下欄に掲げるものと同等以上の強度を有す	り試験を行った場合、引張り強さ及び伸びが同表の下欄に掲げるものと同等以上の強度を有す
るものでなければならない。	るものでなければならない。
[表略]	[表 同上]
[2 略]	[2 同上]

○ 漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十四号)抄

○ エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十六号)抄

[2 略]	[三•四 略]	[八略]	度をいう。)が四百度になった時点で開始すること。	する熱電対を用い、鍋の中心軸上で油面から一センチメートルの深さの位置で測定した温	項の日本産業規格をいう。以下同じ。) C 一六○二又はJIS C 一六○五に適合	ロ 消火は、油温(JIS(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一	[イ略]	[図 略]	ものであること。	及び油の飛散等が生じないものであって、かつ、消火剤の放射終了後一分以内に再燃しない	トル以上となること又は三秒以上の時間継続して一・二メートル以上となることをいう。)	火剤の放射中に著しい火炎の拡大(天ぷら鍋の上縁から火炎の上端までの高さが一・八メー	次の模型を用い、イからハまでに定めるところにより消火試験を行った場合において、消	二 天ぷら油火災に対する消火性能	[一略]	能を有するものでなければならない。	第四条 エアゾール式簡易消火具は、次の各号に掲げる消火性能のうちいずれか一以上の消火性	(消火性能)	改正後
[2 同上]	[三・四 同上]	[八 同上]	度をいう。)が四百度になった時点で開始すること。	する熱電対を用い、鍋の中心軸上で油面から一センチメートルの深さの位置で測定した温	□ 項の日本工業規格をいう。以下同じ。) C 一六○二又はJIS C 一六○五に適合	ロ 消火は、油温(JIS(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一	[イ 同上]	[図 同上]				•	[同上]	二 [同上]			9 第四条 [同上]	(消火性能)	改 正 前